

子ども・子育て新制度にかかる条例の制定等について

平成27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度において、国が定める基準を踏まえて市町村が条例等で規定します。

○ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

満3歳未満の保育の受け皿を拡充するため、地域型保育事業における職員配置や保育室の面積などの認可基準を定めるもの

※家庭的保育事業においては、国は保育者を子ども3人に対し1人配置としているが、長岡市は保育の安全性を確保するため保育者を複数置くものとする。

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認制度）

各施設（事業）が、運営に係る給付を受けるために、利用定員や運営に関する基準など必要な基準を定めるもの

- ・施設型給付を受ける施設（保育園、幼稚園、認定こども園）
- ・地域型給付を受ける事業（小規模保育、事業所内保育など）

○ 保育の必要性の認定に関する基準

保護者の就労状況に応じ、保育の必要性の有無及び保育時間（標準時間・1日11時間、短時間・1日8時間）の基準を定めるもの

※原則として国の基準どおりとし、保育の必要性の認定に必要な就労時間の下限については、月48時間とする。

施行期日 平成27年4月1日